公益財団法人　大阪府レクリエーション協会

友遊パトロール制度 について

制度の主旨をご理解の上どうぞご活用ください。

はじめに

友遊パトロールは、公園や地域の広場、学校の校庭や体育館、各種の施設などで「楽しい をつくる」レクリエーション活動を繰り広げるときに、府下で活躍している 5,000 名を超えるレクリエーション・リーダーの皆さんが、その行事や活動をお手伝い出来るようにと（公財）大阪府レクリエーション協会（以下当協会と表す）が創立55周年を記念する事業として、 平成15年の5月にスタートした**有資格者の活動を支援**する制度である。

実施要領

◆友遊パトロールの基本となること

当協会の基本目標は、「健康で心爽やかな楽しい人生を送りたい」という府民の皆さまの願いに応えて、「楽しいをつくる」お手伝いをすることである。

府民の皆さまに、できるだけ多く「楽しい」と感じていただける「機会」と「場」を提供して、あらゆる「楽しいをつくる」事業を展開することにより、生きる喜びづくり運動の 広がりとレクリエーションの認識を高めるため友遊パトロールを実施している。

◆友遊パトロールを推進するわけ　～なぜ、ねらい～

つぎの4つの「楽しいをつくる」事業をできるだけ多くのレク・リーダーと府民の皆さまの手で展開していただこうと考えている。

1. 楽しい人をより多くつくり、絆づくりをするため （仲間や友達やリーダーをつくる）
2. 楽しいリーダーが活躍できる機会（チャンス）と楽しいプログラムをつくるため
3. 楽しい場をつくるため （公園や地域の広場、学校の校庭や体育館、各種の施設など）
4. 楽しい遊びの材料をつくるため （遊びの道具や気軽にできるスポーツやクラフトなど）

◆友遊パトロールには二つのパターンがある

1. **レクリエーション・リーダー資格**を持っている方々が3人以上集まって、「楽しいを つくる」事業を企画して、公園や地域の広場、学校の校庭や体育館、各種の施設などに出前する。
2. 府内の市・町・村で実施されるイベントや地域の方々を一堂に会して行う行事などに、**レクリエーション・リーダー資格**を持っている方を協会から派遣する。

【レクリエーション・リーダー資格とは】

日本レクリエーション協会が認定している資格

（1）レクリエーション・コーディネーター　（2）福祉レクリエーション・ワーカー

（3）レクリエーション・インストラクター　（4）余暇開発士　（5）チャレンジ・ザ・ゲーム普及審判員

【大阪府レクリエーション協会が認定している資格】

（1）高齢者レクリエーション・ワーカースタッフ　（2）生涯スポーツ・ディレクター

（3）ウォークラリー指導者　（4）プレイリーダー　（5）福祉レクリーダー　（6）レクビクス・インストラクター

◆友遊パトロールの派遣を希望する場合は

上記の二つのパターンごとに次の要領で派遣を決定している。

1. リーダーが自主活動としてパトロールを企画申請する場合
   資格を持っている方々が3人以上集まって、「楽しいをつくる」事業を企画した後、当協会に実施したい旨を申し出て「友遊パトロール実施申し出書」を提出する。その後「友遊パトロール活動計画書」により正規に申請する。…**自主活動型**
2. 府内の市・町・村で実施されるイベントや施設・団体から派遣要請を受けての場合
   派遣にかかわる費用を負担いただくことを原則とする。 当協会に派遣願いたい旨を申し出て「友遊パトロール実施申し出書」を提出する。 その後「友遊パトロール活動計画書」により正規に申請する。…**派遣要請型**

   「友遊パトロール実施申し出書」「友遊パトロール活動計画書」は、[PDF ファイル]でダウンロードできます。A4 用紙に印刷してご利用ください。
3. 実施の許可には件数に限りがあります。

◆友遊パトロールの経費について

1. **自主活動型**…当協会が交通費・お茶お弁当代・その他として1人当たり3，000円を支給する。但し、1事業につき10人までとする。
2. **派遣要請型**…事前に当協会と派遣にかかわる費用負担などの検討を行い、「友遊パトロール実施申し出書」を提出してから相談の上決定する。

   なお、活動の内容によっては、消耗品・雑費(コピー代等)も発生するので当協会と事前に協議の上決定して支給する。(許認可額の1割程度を目安とする。)

◆経費の受け取りと領収について

経費については、友遊パトロールを企画したチーフ(責任者)が「友遊パトロール活動計画書」により経費概算、支払い方法の項目を書き入れ提出する。これに基づき当協会が、事前に指定された支払先に振り込み支給する。

経費の領収書の宛て先の名義は(公財)大阪府レクリエーション協会とし、その他の宛名では支給できないので注意する。

◆実施について

実施するにあたっては、次の事項を確認することが必要である。

1. リーダーの人数
   ・レクリエーション・リーダーの資格をお持ちの方々3人以上で事業グループを編成すること。
   ・その他7人まで加えて1チームとすることが出来る。最多10人まで。
   ・その他の7人は、資格を持っていない18歳以上の方をまじえて構成しても良い。
2. 実施までに打ち合わせを行い、事前に参集者の安全と衛生その他事故等の安全配慮について検討し準備をすること。特に次のことについて事前に打ち合わせが必要。
   1. けが人・病人が出た場合の措置
   2. 身体障害者や自分で自由に動くことが出来ない高齢者などに対する配慮
   3. 大雨・暴風・地震などの天災及び突然の変質者や狼藉者侵入等による予期せぬ事態の避難処置
   4. トイレや待機場所の調査と確保
   5. 友遊パトロールの旗・レク協会旗などの持込・取り付けが可能かの確認

3. 提出した計画と不具合が生じた場合は、直ちに当協会に報告し訂正を行うこと。【電話連絡で可】
4. 友遊パトロールのスタッフであることを知らせる目印となるリボンや腕章・帽章・ユニフォームなどを準備すること。

◆実施結果の報告について

経費の収支がわかるような精算書を作成し、これに領収書等を貼りつけ「友遊パトロール報告書」により当協会に報告する。

なお、実施状況がわかる写真（友遊パトロールの旗が写りこんだもの）を数枚貼付する。（デジカメで撮ったものを印刷して提出しても良い）

実施後2週間以内に報告する。

「友遊パトロール報告書」は、[PDF ファイル]でダウンロードできます。
A4 用紙に印刷してご利用ください。

◆その他

旗、カメラ、用具（スポーツ用品含む）等、必需品は当協会がその都度貸し出すので申し出ること。

※　スポーツ用具については、**「レク関連用具等の案内」**をご覧ください。

◆友遊パトロールとして出前のできる内容(プログラム)

コミュニケーションワーク

ゲーム・ソング・ダンス・日本民踊（河内音頭・炭坑節ほか）などのレク技術

ニュースポーツ

スカイクロス・チャレンジゲーム・ディスコン・ディスゲッター・輪投げ

クラフト

折り紙・音遊具・ビーズ細工・リサイクル材料の工作・紐工作

昔遊び

こま・けん玉・おじゃみ（お手玉）・おはじき・塗り絵・あやとり・伝承遊び・歌遊び

自然体験

観察・自然クラフト・野外料理・採集・バードウオッチ

大道芸とパフォーマンス

ピエロ・お手玉忍者・南京玉すだれ・腹話術・手品・紙芝居・パネルシアター

ウォーキング

歩育・ウォークラリーなど

その他
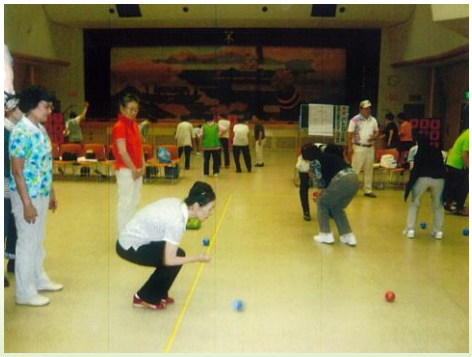
楽器の演奏（ハーモニカ・オカリナ・フルート・アコーディオン・ギター）　その他